

大津市不育症治療費助成制度申請の御案内

お知らせ

大津市先進医療に係る不育症検査費用の助成を開始しています。詳細は、「大津市先進医療に係る不育症検査費用助成事業」のホームページを御確認ください。

一治療期間が終了した日の年度内(4月1日～翌年3月31日)に申請してください。

ただし、3月中に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月30日(土曜、日曜、祝日の場合はその翌日)までとします。

治療終了日(出産又は流産、死産日)	申請期限
令和8年3月1日～令和8年3月31日	令和8年4月30日
令和8年4月1日～令和9年2月28日	令和9年3月31日
令和9年3月1日～令和9年3月31日	令和9年4月30日

☆申請期限を過ぎての受付はできません(郵送の場合は、当日消印有効)。全ての書類を揃えて御提出ください。

☆一治療期間とは、その妊娠にかかる不育症の検査又は治療の開始日からその治療の終了日(出産又は流産、死産等)までとなります。

☆医療機関、薬局での証明書(様式第2号)発行に時間を要する可能性があります。余裕を持って医療機関、薬局に御依頼ください。

不育症とは

妊娠はするけれども、2回以上の流産(※生化学的流産は含みません)、死産等を繰り返して結果的に子どもを持っていない場合、不育症と呼ばれます。大津市では、不育症治療の経済的負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部を助成しています。

※生化学的流産:妊娠検査薬で陽性となっても、医療機関での超音波検査により胎嚢(赤ちゃんが入った袋)を確認できないことを言い、ここでいう2回以上の流産には含まれません。

【 申請先・お問合せ先 】

大津市母子保健課

管理助成係(助成金の申請に関すること)

母子保健係(不妊・不育症相談に関すること)

住所:〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 2階

TEL:077-511-9182

1. 助成対象者

～次の要件のすべてを満たす夫婦(事実婚、パートナー関係含む。)が助成の対象です～

1	申請書提出時、夫婦のいずれか一方が津市内に住所を有している。
2	次のいずれかに該当する。 ①法律上の婚姻をしている。 ②事実婚関係にあることが確認できる。 ③地方公共団体にパートナーシップ宣誓をしている。(令和8年4月1日以降に検査又は治療を開始された場合のみ。)
3	医療保険法各法による被保険者又は被扶養者である。
4	検査又は治療開始日の妻(出産される方)の年齢が43歳未満である。
5	夫婦のいずれも市税等を滞納していない。 市税等とは、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料などです。 ※滞納金を分納されている方は対象外です。督促手数料、延滞金も市税に含まれます。

☆助成対象者に該当するか不明な場合は、津市母子保健課へお問い合わせください。

☆条件を満たさないことが判明した場合、不承認となります。

☆市税等の納税状況は、市民税(固定資産税、軽自動車税等)については津市収納課、津市国民健康保険料については津市保険年金課へお問い合わせください。

2. 助成の内容

保険適用内外を問わず、検査費と治療費(治療はアスピリン療法及びヘパリン療法に限る。)の本人負担額の2分の1で、上限15万円(千円未満は切り捨て)

☆産婦人科、産科又は婦人科を標榜する医療機関での不育症検査と治療が対象です。

☆助成金を受けとることができる期間は通算5年度まで(助成金の交付を受けなかった年度を除く)とします。

3. 申請方法

下記の必要書類をすべて揃えて、窓口又は郵送で1ページ記載の申請先へ御提出ください。

4. 必要書類

必須書類	1	津市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) 夫婦でよくお読みのうえ御記入・署名してください。 ※ 記入は油性のボールペンで御記入ください。訂正は訂正印が必要です。
	2	不育症治療等実施医療機関等証明書(様式第2号) ☆ 産婦人科等の医療機関、薬局で証明を受けてください。
	3	夫婦それぞれが医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類 次のいずれかを提出してください。 資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルから印刷した「資格情報画面」
	4	申請者本人名義の口座・支店名を確認できるもの(預金通帳の写し)

	※通帳をお持ちでない方は、御自身でネットバンクの web ページから、口座情報を印刷して提出してください。
該当する場合のみ	<u>夫及び妻が同一世帯でなく、どちらも大津市に本籍がない場合</u> 、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類(戸籍謄本等)
	<u>事実婚関係にある場合</u> 、事実婚関係に関する申立書(様式第2号の2)及び両人の戸籍謄本
	<u>パートナー関係にある場合</u> 、パートナー関係にあることを確認できる書類(地方公共団体が交付したパートナーシップ宣誓書受領証等)
	<u>夫婦の双方が外国人で同一世帯でない場合</u> 、婚姻関係にあることを証明する書類(本国の婚姻証明書等)

5. 助成金の交付方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。振り込みが完了するまでには、申請から約2～3か月程度かかります。

6. 助成金交付申請の不承認

要件に該当しないなど助成金を交付できない場合は、交付申請棄却(却下)決定通知書を送付します。

7. その他

- ・「大津市不育症治療費助成制度」と「大津市先進医療に係る不育症検査費用助成制度」は併せて申請することができます。ただし、同一の検査について、両方の助成事業に申請することはできません。申請書類や提出書類が異なりますので、御確認の上、御申請ください。
- ・医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。このため、自己負担限度額を本人負担額とみなします。高額療養費制度については加入されている医療保険者にお問い合わせください。

● 性と健康の相談支援事業(大津市) ※要予約

受診・治療への迷いや悩み、検査や薬、周囲との人間関係など、専門相談員(助産師等)が不妊・不育症に関する様々な悩みの相談を受けます。

相談は無料ですので、気軽に御相談ください。

○実施方法 専門的な知識を有する助産師等による面接・電話(オンライン相談を含む)

○申込方法 下記の二次元コードからホームページにアクセスいただき、お申し込みください。

こちらから

